

- 六 日常ノ必需品ヲ與フル事
- 七 月ニ二度ノ定休ハ必ス休ミ休養ヲ與フル事
- 八 風呂ハ一日置キ入浴サセル事
- 九 完全ニ年勤ビケノ降ハ報酬トシテ壹圓金ヲ與エルガ又ニ否ヲ持ツ時
心配シテクレル事
- 五 年期中病氣トシ三月三ヶ月休ミタ場合トモモ年勤之間
絶対ニ返リサセヌ事

以上



勞務第二七五六號

昭和七年八月二十九日 警視總監 藤沼 在平

常務理事 内務大臣 山本達雄 殿
 労働課長 社会局長 官 殿

株式会社 茨城労働争議ニ関スル事 (第一報) 發生

發生八廿四解決八廿七
 使用労働者廿四内廿七
 争議参加者九
 関係労働組合

7. 9. 9
 4218

要旨

八月廿日 茨城労働争議ニ関スル事 賃金低下時同延長一部解雇ノ言渡ヲ爲ス
 八月廿四日 茨城労働争議ニ関スル事 賃金低下時同延長一部解雇ノ言渡ヲ爲ス
 八月廿四日 茨城労働争議ニ関スル事 賃金低下時同延長一部解雇ノ言渡ヲ爲ス

標記書房ニ労働争議發生セリカ其ノ状況左記ノ通

労働争議發生月日 八月廿四日